

宮城県環境負荷低減事業活動実施計画等地方認定委員会設置要領

(趣旨)

第1 この要領は、宮城県環境負荷低減事業活動実施計画等認定要領第4第3項の規定に基づき、宮城県環境負荷低減事業活動実施計画等地方認定委員会（以下「認定委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2 認定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画等」という。）の認定
- (2) 実施計画等の取り消し
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織等)

第3 認定委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 認定委員会に委員長を置き、地方振興事務所又はその地域事務所の農業振興部の総括技術次長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総括し、認定委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、認定委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員が、その会務を総括する。

5 委員に事故あるとき又は委員が欠けたときは、当該班に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。

(会議)

第4 認定委員会の会議は委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

2 委員長は、委員が、業務の都合等により会議に出席できない場合は、当該委員が所属する班の班員の中から代理を指名し、出席させることができる。

(書面開催)

第5 委員長は、緊急を要する事項又は委員長が必要と認めたものについては、実施計画等及び必要書類の持ち回り決裁により認定委員会の議決に代えることができる。

(庶務)

第6 認定委員会の庶務は、地方振興事務所の農業振興部農業振興班又はその地域事務所の農業振興部地域調整班において処理する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、認定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

別表 認定委員会委員名簿

所 属	職 名	備 考
地方振興事務所 農業振興部 又は地方振興事務所地域事務所 農業振興部	総括 技術次長	委員長
〃 〃 先進技術班	班長	委員
〃 〃 地域農業班	班長	委員
〃 〃 農業振興班 又は地域調整班	班長	委員
〃 〃 調整指導班 又は地域調整班	班長	委員（実施計画等に農 地転用等が含まれる場 合に限る。）
家畜保健衛生所 指導班 又は地方振興事務所 畜産振興部 畜産振興班 又は地方振興事務所地域事務所 畜産振興部 畜産振興班	班長	委員（実施計画等に畜 産分野の内容が含まれ る場合に限る。）